

平成 26 事務年度
金融モニタリング基本方針
(監督・検査基本方針)

平成 26 年 9 月

金融庁

目次

I. 今事務年度の監督・検査の基本的な考え方	1
II. 重点施策	2
III. 具体的なモニタリングの取組み	5
IV. 主要行等に対する監督・検査	7
V. 中小・地域金融機関に対する監督・検査	18
VI. 保険会社等に対する監督・検査	29
VII. 金融商品取引業者等に対する監督	39

金融庁は、平成 19 事務年度より「ベター・レギュレーション」（金融規制の質的向上）への取組みを進めており、平成 25 事務年度には、「金融モニタリング基本方針」を公表し、金融機関や金融システムに対する、より深度ある実態把握のため、金融機関への立入検査（オンサイト・モニタリング）と金融機関へのヒアリングや資料徴求（オフサイト・モニタリング）の運用の一体化を図ってきた。

平成 26 事務年度は、監督局・検査局の間で業務がさらに継続的かつ効果的に連携して行われるよう、監督方針と金融モニタリング基本方針を統合し、一つの方針を定めることとした。

監督局・検査局は、今後、この共通の方針の下、緊密に連携しながら、それぞれの役割を果たすことで、より効果的・効率的な監督・検査を目指す。

なお、本方針は、平成 26 年 9 月時点での金融システムを取り巻く経済金融情勢等を踏まえて作成されたものであり、今後、必要に応じて見直すことがある。

I. 今事務年度の監督・検査の基本的な考え方

1. デフレ脱却に向けた取組みと「好循環」の実現

現在、政府では、デフレ脱却、経済の持続的成長に向けた取組みを推進している。こうした中、経済や産業に必要な資金が円滑に供給され、デフレ脱却に向けた動きをより確かなものとしていくことが重要である。

また、今後、高齢化や人口減少等が進展する中、経済や産業が持続的な成長を続け雇用や賃金の改善につながることで、これまで現預金等に偏っていた国民の資産が適切に運用され安定的な資産形成が図られるとともに、結果として経済成長に必要なリスクマネーが供給されることが期待される。

金融機関がこれらに貢献し、経済の成長や国民生活の安定に寄与することが、ひいては、金融機関自身の安定的な収益にもつながっていくような「好循環」の実現を目指す必要がある。

2. 金融システム及び金融機関の健全性の維持

金融機関がこうした金融仲介機能を持続的に発揮していくためには、金融システムや金融機関の健全性が維持されることが不可欠な前提条件である。金融機関の経営は、国内外の市場や経済の動向等によって大きく影響を受ける。このため、金融システムを取り巻く環境の変化に対し、金融システム及び金融機関の健全性が維持されるよう、適切に対応することが重要である。

Ⅱ. 重点施策

上記の基本的な考え方の下、今事務年度においては、主に以下の重点施策に取り組む。

1. 顧客ニーズに応える経営

上記の「好循環」を実現するためには、金融機関の経営者が顧客のニーズを第一に考え、金融商品・サービスの提供に努める必要がある。

しかしながら、一般に金融商品・サービスの提供に当たっては、供給者（金融機関）と需要者（顧客）との間に情報量の格差があること等から、短期的な収益の確保・拡大のため、顧客の利益にそぐわない営業が行われうる。

金融庁としては、各金融機関が、真に顧客のニーズに応え、顧客の利益になる経営を行っているかとの観点から検証を行っていく。例えば、顧客との総合的な取引関係において、優越的地位の濫用防止・利益相反管理等の経営管理態勢が機能しているか、手数料や系列関係にとられることなく顧客のニーズや利益に真に適う金融商品・サービスが提供されているか、等について、検証を行っていく。その結果については、金融機関に還元するとともに、金融機関との間で議論を深める。

2. 事業性評価に基づく融資等

金融取引・企業活動の国際化や、国内では高齢化や人口減少が進展する中において、日本の企業や産業が活力を保ち、経済を牽引することが重要である。地域経済においては、人手不足も見られる中、企業・産業の生産性向上を図ることが重要である。

このため、グローバルな競争環境の下で事業を展開する企業や産業が国際競争力を維持・強化するとともに、地域経済圏をベースとした企業や産業が、必要に応じ穏やかな集約化を図りつつ効率性や生産性を向上させ、地域における雇用や賃金の改善につながることを期待される。

こうした中、金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し（「事業性評価」）、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められる。また、中小企業に対しては、引き続き、きめ細かく対応し、円滑な資金供給等に努めることが求められている。

金融庁としては、この面での金融機関の経営姿勢、企業の事業性評価への取り組み、企業に対し現実にはいかなる対応を行っているか等につき、検証を行っていく。

3. 資産運用の高度化

家計や年金、機関投資家が運用する多額の資産が、それぞれの資金の性格や資産

保有者のニーズに即して適切に運用されることが重要である。

このため、商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任（フィデューシャリー・デューティー¹）を実際に果たすことが求められる。

各金融機関がその役割・責任を果たしつつ、資産運用能力の向上に努めることにより、国民の安定的な資産形成が図られるとともに、投資への流れが一層促進され、資産運用市場や資産運用業も中長期的に発展していくという「好循環」の実現が期待される。

金融庁は、上記に関する金融機関の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、検証を行っていく。

また、金融機関自身による有価証券運用についても、業態等により異なる資産運用の性格を踏まえつつ、資産規模等に見合った運用やリスク管理の態勢が整備されているかについて検証する。

4. マクロ・プルーデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。そこで、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

金融庁は、金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析する態勢を強化し、グローバルな経済状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、金融機関のビジネス・戦略の動向等についての実態把握に努める。この中には、世界的に拡大が続いている信用市場の転換などのグローバルな市場動向の変化が日本の金融システムに与える影響や、デフレ脱却に応じた金利や各種資産価格の変動が金融機関経営に与える影響などが含まれる。

その上で、こうした変化が金融システムや各金融機関の経営に与える影響を踏まえ、金融機関のリスク管理態勢等を検証する。また、金融機関の業務動向の変化が、全体として経済や金融・資本市場に与える影響についても分析する。このために必要な金融機関からの徴求情報の見直しを行う。

また、日本銀行、各国金融行政当局等との情報交換や連携態勢を強化する。

5. 統合的リスク管理

これまで金融機関の健全性についての検証は、立入検査（オンサイト・モニタリング）における個別の資産査定を中心に行われてきた。しかし、金融機関の経営全体の健全性を持続的に確保していくためには、各金融機関の業務や財務状況全体から見て、特に重要なリスクが何かを把握し、その脆弱性を分析することも重要となる。

¹ 他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称。

このため、金融庁は、オフサイト・モニタリングを通じて各金融機関の経営上のリスクを把握・分析する態勢を強化するとともに、こうした把握・分析を基にターゲットを絞ったオンサイト・モニタリングを実施する。また、金利リスク、与信集中リスク等の管理態勢や統合的リスク管理態勢（ストレステストの実施・活用等を含む）を検証する。このための手法についても、海外の事例等も把握しつつ、高度化を図る。こうした検証結果を踏まえつつ、必要な財務基盤の充実・確保に向けた取組み等を促していく。

なお、オンサイト・モニタリングにおける個別の資産査定を検証について、小口の資産査定は、金融機関において引当等の管理態勢が整備され、有効に機能していれば、引き続き、その判断を原則として尊重する。さらに、引当等の管理態勢を含めた上記の検証を前提として、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外についても原則として金融機関の判断を尊重することとする。

6. ビジネスモデルの持続可能性と経営管理

各金融機関が、今後とも自らの健全性を確保しつつ、金融仲介機能を将来にわたり適切に発揮していくためには、そのビジネスモデルが、今後の金融機関を取り巻く環境変化に適切に対応しうる持続可能なものでなければならない。

金融庁は、各金融機関が中長期的な経済・社会の動向等をいかに認識し、いかなる経営方針の下で、それぞれのビジネスモデルの持続可能性を確保しようとしているかについて、議論を深める。

また、そのために必要となる経営管理態勢（ガバナンス）が実際にどのように機能しているかを検証する。具体的には、こうしたビジネスの現状を把握するために必要な経営情報システムや収益管理態勢の整備状況がどのようになっているか、社外取締役を含む取締役会、監査役会、内部監査部門、外部監査人のそれぞれが、どのように実質的な機能を発揮し、連携を行っているか等について検証する。このため、各金融機関の代表取締役等のみならず、必要に応じ、上記機関等の関係者との直接の意見交換を行う。

また、内外の金融機関や事業会社などにおける、経営管理の範となるようなプラクティスに関する知見を高める。

7. 顧客の信頼・安心感の確保等

金融システムは経済の重要なインフラであり、不正利用防止も含め金融サービスの適正かつ安定的な提供、金融・資本市場の公正性・透明性を確保することは経済の発展や顧客の日常生活に不可欠である。

こうした観点から、金融庁は、情報セキュリティの確保やインターネットバンキング不正送金、サイバー攻撃等への対応状況、業務継続体制の整備等を検証する。

その他、反社会的勢力との取引やマネー・ローンダリング等の金融機関の不正利用の防止についての取組状況等も検証する。

8. 東日本大震災からの復興の加速化

東日本大震災からの復興を加速し、被災地域において持続可能な経済・産業を再構築する観点から、金融機関は被災地域の状況やニーズをきめ細かく把握・分析した上で、的確な金融仲介機能を発揮することが重要である。

特に、多くの被災地域で、復旧から産業復興と地域再生が本格化する段階に移行しつつあり、被災地域で核となるような産業や企業の育成、環境変化を踏まえた街づくり等を金融機関の立場から支援していくことが重要である。

引き続き、金融庁はいわゆる二重ローン問題へ取り組むとともに、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用に加え、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた適切な金融面での支援状況を確認するとともに、復興金融ネットワークの活用を促す。

9. 公的金融と民間金融

我が国金融が、全体として経済成長や国民生活の向上に資するためには、公的金融と民間金融が補完的に機能することが重要である。金融庁としては、金融機関や顧客へのヒアリング等を通じ、公的金融と民間金融の競合・補完状況がどのようになっているかについて実態把握を行い、公的金融と民間金融のより望ましい関係をいかにして実現するかにつき、関係者と議論を進める。

Ⅲ. 具体的なモニタリングの取組み

1. オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化

これまでは、監督局が金融機関へのヒアリングや資料徴求（オフサイト・モニタリング）及び個別行政対応を、検査局が金融機関への立入検査（オンサイト・モニタリング）を行ってきた。

昨事務年度より、金融モニタリング基本方針の下、金融検査のあり方を改め、オンサイトとオフサイトを効果的・効率的に組み合わせる実態把握を行う手法を導入した。検査局による新しいモニタリングは、監督局におけるこれまでのオフサイト・モニタリングと重複することから、本事務年度においては、監督方針と金融モニタリング基本方針を統合するとともに、金融機関に対するモニタリングのプロセスを一体化し、共通の方針の下で、両局が緊密に連携・役割分担しながら事務を進め、金融機関の負担軽減を図っていく。監督局と証券取引等監視委員会の間においても連携を強め、業務の重複をできるだけ少なくする等、モニタリングの改善を図る。

2. より良い業務運営に向けての建設的な対話の促進

金融機関は法令等で規定した基準（ミニマムスタンダード）を満たしていることに満足することなく、より優れた業務運営（ベストプラクティス）に向けた経営改善を図っていくことが重要である。多くの金融機関がより質の高い業務運営と金融商品・サービスの提供を行うことが日本の金融力の強化にもつながる。

その際、目指すべきベストプラクティスは、画一的なものではなく、各金融機関が自主的に創意工夫を凝らしながら目指していくものである。金融庁としては、様々な場における金融機関との建設的な対話を通じ、金融機関が横並びの意識を排し、顧客へのサービスの質の改善に向け健全な競争が行われることを促していく。また、金融庁が行った各種検証・分析等の結果は、金融機関の取組みの参考になるよう、金融モニタリングレポート等の形で公表・還元する。

3. 国際的な連携の強化

日本の経済や市場の、グローバル経済・市場の動向との連動性は強まり、また、金融機関のグローバルな業務展開や金融取引の国際化も継続的に進展している。このため、国際的な規制動向や他国における規制環境の変化が、日本の金融機関に与える影響が増大している。

金融庁としては、国際的な金融規制の議論に従来以上に積極的に貢献するとともに、各国金融行政当局との連携を強め、日本の金融機関を含め、国際的に活動する金融機関に対するより効果的・効率的な監督を目指していく。

また、金融庁自身の監督手法が、常に国際的に見ても高い質（ベストプラクティス）となるよう、諸外国の監督動向の把握に努め、国内の監督手法の改善を継続的に図っていく。

4. 関係者との対話の充実、情報収集の強化

金融機関のステークホルダーである株主、顧客、社外取締役・監査役、営業現場の職員、自主規制機関、地域社会などとの意見交換や情報収集を進め、金融機関の業務の実態をより正確に把握するとともに、業務の改善に向けての方策を検討する。

IV. 主要行等²に対する監督・検査

1. 主要行等における課題と今事務年度の考え方

主要行等は、資産規模が大きく幅広い顧客基盤を有しているため、その活動は、取引先企業や産業セクター、個人の経済活動を通じて、日本の経済や市場に大きな影響を与えうる。また、主要行等の健全性は、日本のみならず、グローバルな金融システムに影響を与える可能性もある。

こうした影響力の大きさにかんがみ、主要行等は、金融仲介機能を発揮することにより、日本の企業・産業の持続的成長、個人の資産形成の高度化、国民生活や市場の安定に貢献することが期待されており、こうした役割を果たすことは、主要行等自らの安定的な収益の確保及び健全性の維持にもつながる。

このような「好循環」の実現を目指し、特に、以下の4点に留意してモニタリングを実施する。

第一に、主要行等においては、国際的・業態横断的な業務展開を通じて、グローバルな産業に対する知見を集積しやすいことや、より高度なサービス提供が可能であるという特長を活かして、企業・産業の競争力向上、持続的発展及び円滑な新陳代謝の実現につながる取組みが期待される。具体的には、個別の借り手企業の事業の内容のみならず、産業全体の状況や成長可能性などを適切に評価し（「事業性評価」）、上記の特長を活かしたアドバイスの提供や海外でのファイナンスも含めた成長資金の円滑な供給に向けた取組みを行うことが重要である。

第二に、デフレ脱却に向けた取組みが進む中、個人等の安定的な資産形成に貢献していくことが重要である。個人等のニーズを的確に把握し、当該ニーズを踏まえた顧客の利益に真に適うような商品・サービスの提供を行うことが求められる。また、こうした金融商品・サービス提供の前提として、顧客が金融サービスをいつでも安心して利用できることが重要であり、金融サービスの安定的提供に向けた取組みも求められる。

第三に、主要行等においては、多額の有価証券運用を行っているが、政府におけるデフレ脱却に向けた取組み等も見据えつつ、各種情報収集や適切なリスク・リターンの管理のための態勢の整備等、有価証券運用のより一層の高度化に向けた取組みが求められる。

第四に、経営管理態勢やリスク管理態勢の向上も重要である。実効性ある経営管

² いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、ゆうちょ銀行を指す。

理態勢は、企業価値を低下させる行為の防止や競争力・収益力向上につながるどころ、特に、主要行等は、グローバルな業務展開に対応して、国際的な規制環境の変化に適切に対応しつつ、グループ全体を通じ国際水準を見据えた強固な経営管理態勢を構築することが必要である。また、自らの活動が経済や金融システムに与える影響等に留意しつつ、グループ全体から見て、特に重要なリスクが何かを把握し、管理することができる統合リスク管理態勢の整備を進めることが重要である。

これらの取組みは、主要行等自らの持続的なビジネスモデルの構築や国際的な競争力の確保・向上につながるるとともに、東京市場全体の発展にも貢献することが期待される。

2. 主な重点施策及び監督・検査上の着眼点

2-1 金融仲介機能の発揮

(1) 産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給

① 取引先企業の適切な評価、解決策の提案及び実行支援

主要行等は、(i) 大企業から中小企業まで幅広い取引先を有しており、個別企業のみならず、グローバルな産業に対する知見を集積しやすい、(ii) 国際的・業態横断的な業務展開を活かして、例えば、企業の海外進出支援、エクイティ性資金の供給等を含めた事業支援、プロジェクトファイナンスを通じたインフラ整備に対する支援など、高度なサービスの提供が可能である、といった特長を有している。

こうした特長を活かし、(i) 取引先企業や産業全体の課題・ニーズの的確な把握・分析及びこれを踏まえた事業性評価の実施、(ii) 当該評価を踏まえた取引先企業ごとの課題に対応した適切な解決策の提案、といった産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給に向けた取組みを、取引先企業において問題が顕在化することを待たずに前広かつ適切に行っているか、検証する。

中小企業については、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などの観点から、(i) 企業の状況に応じて、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか、(ii) 経営者保証に関するガイドラインの活用や本年3月の銀行法施行規則改正の趣旨も踏まえたリスクマネーの提供等、適切な対応を行うことができる態勢を整備しているか、(iii) 借手企業が経営課題を認識した上で、経営改善、事業再生等に向けて自助努力ができるよう、必要に応じ、外部専門家や外部機関等と連携を図りながら、財務面のアドバイスに留まらない、積極的なコンサルティング機能を発揮しているか、(iv) その他国際的・業態横断的な業務

展開を通じた知見に基づく、中小企業の成長・再生の支援に向けた積極的な取り組みが行われているか、検証する。

② 東日本大震災からの復興の加速化

東日本大震災からの復興を加速し、被災地域において持続可能な経済・産業を再構築する観点から、金融機関は被災地域の状況やニーズをきめ細かく把握・分析した上で、被災者等にとって最も適切と考えられる解決策を提案し、その実行を支援していくことが重要である。

特に、多くの被災地域で、復旧から産業復興と地域再生が本格化する段階に移行しつつあり、被災地域で核となるような産業や企業の育成、環境変化を踏まえた街づくり等を金融機関の立場から支援していくことが重要である。

引き続き、金融庁はいわゆる二重ローン問題へ取り組むとともに、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構や、個人版私的整理ガイドラインを積極的に活用しているか、確認する。また、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた適切な金融面での支援状況を確認するとともに、復興金融ネットワークの活用を促す。

③ 公的金融と民間金融

金融機関や顧客へのヒアリング等を通じ、公的金融と民間金融の競合・補完状況がどのようになっているかについて実態把握を行い、公的金融と民間金融のより望ましい関係をいかにして実現するかにつき、関係者と議論を進める。

(2) 顧客ニーズに即したサービスの提供

① 顧客ニーズ等を踏まえた適切な商品・サービスの提供

主要行等は、その幅広い顧客層のニーズを的確に把握し、当該ニーズや顧客の知識・経験・財産の状況に見合った商品・サービスの開発・提供を通じて、効果的・効率的な資産運用手段を提供することが期待されている。

このため、以下の点も含めて検証する。

ア. 顧客の知識・経験・財産の状況等に応じて、適切な商品説明や販売後のフォローアップを行っているか。

イ. 販売商品の選定に当たり、販売手数料や系列関係等にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供される態勢を構築しているか。

ウ. 顧客の利益を重視した営業の推進に向けた経営目標の設定や業績評価の手法

について検討・実施しているか。

また、資産運用手段に限らず、顧客が真に必要とする金融商品・サービスを受し、顧客の利益と金融機関の利益が両立する環境を実現するため、(i) 銀信証の連携状況等に見合った利益相反管理、優越的地位の濫用の防止、顧客情報管理態勢等が構築されているか、(ii) 住宅ローン、消費者ローンその他の融資サービス等について、顧客のニーズや経済状況等の実態に応じた提供が行われるよう、適切な顧客説明や審査等を行う態勢が整備されているか、検証する。

顧客からの相談・苦情等について、原因分析、社内における情報共有、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップ等が、経営陣も関与する形で行われ、その後の商品・サービスの開発やリスク管理態勢の向上につながる態勢が整備されているか、検証する。

また、金融 ADR 制度について、迅速な紛争解決のために必要な情報開示や、ADR に係る説明・紹介が適切に行われているか、検証する。

NISA 導入の趣旨等も踏まえ、投資家の金融リテラシー向上に向け、業界、さらには業界横断的な積極的な取組みを促す。

グループで提供しているカस्टディー業務については、資産運用業務を支える重要な業務であることを踏まえ、適切なサービス提供のための態勢整備が行われているか、検証する。

② 顧客の利便性向上のための取組み

金融サービスが経済の重要なインフラであることを踏まえ、資金決済の高度化など、顧客の利便性向上に向けた不断の取組みが求められる。

このような観点から、「日本再興戦略」改訂 2014 を踏まえ、即時振込みなどの資金決済高度化等をはじめとする顧客へのサービス水準の向上に向けた全国銀行協会や各金融機関の取組みを促す。

また、身体障がい者や高齢者も、金融機関の窓口や ATM を通じて、安心して金融サービスを容易に利用できるようにするための施設・態勢の整備を強く促していく。

(3) 顧客の信頼・安心感の確保等

顧客重視の経営のためには、顧客が金融サービスをいつでも安心して利用できることが重要である。金融システムは経済の重要なインフラであり、不正利用防止も

含め金融サービスの適正かつ安定的な提供を確保することは経済の発展や顧客の日常生活に不可欠である。また、サービスの安定的な提供は、顧客の安心感やロイヤルティの向上を通じて、持続的なビジネスモデルの構築にも資するものである。

したがって、経営陣のリーダーシップの下に業務継続やサービスの安定的な提供等に向けた取組み等が的確に行われているかについて、以下の観点も含めモニタリングを行う。

① 業務の継続性の確保

ア. システムの安定稼働

システムの安定稼働に向けて、個別行のシステムに加え、全銀システム等の金融機関相互のシステム等についても、将来の更改計画も含め、その運用・管理状況を検証する。

イ. 業務継続体制の整備等

主要なリスクを十分想定した業務継続体制を整備しているか、中央防災会議の検討結果等を踏まえて業務継続計画の見直しを実施しているか、検証する。

② 情報セキュリティ管理の徹底

外部に委託・再委託している場合も含め、顧客の重要情報の洗い出し・把握・管理をしているか、不正アクセス、不正情報取得等を牽制・防止する仕組みができてきているか、検証する。

③ サービスの不正利用の防止

ア. インターネットバンキング不正送金への対応

個人・法人向けインターネットバンキングに関し、(i) 資金窃取を防止するための態勢整備等を講じているか、(ii) 顧客に求められるセキュリティ対策事例の紹介を含めた、顧客に対する注意喚起等を行っているか、(iii) 全国銀行協会における申し合わせを踏まえ、不正な払戻しに係る補償について対応方針を定めているか等について検証する。

イ. 振り込め詐欺への対応

振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策に努めているか、被害の迅速な回復のため、引き続き振り込め詐欺救済法に沿って、被害者救済対応を的確に行っているか、検証する。

ウ. 偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳への対応

偽造キャッシュカード等による預金の不正払出し防止対策に努めているか、預貯金者保護法等に沿った補償を的確に行っているか、検証する。

エ. サイバー攻撃への対応

各種のサイバー攻撃等に対応するため、セキュリティ対策を講じているか、緊急時体制を構築しているか等について検証する。

オ. マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対応

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく、取引時確認や確認記録・取引記録の作成・保存、取引のモニタリングを踏まえた疑わしい取引の届出等について、顧客の利便性にも配慮しつつ、これらを適切に実施するための態勢の高度化に係る取組みを検証する。

カ. 反社会的勢力との関係遮断

本年6月の監督指針改正を踏まえ、取引の入口、事後、出口の各段階において、それぞれ、適切な事前審査、事後検証、反社会的勢力との取引解消に向けた取組みなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応を適切に実施しているか、検証する。

④ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上

TIBOR³等の各種金融指標は、重要なインフラとしての役割を担っており、仮にその算出等において不正が行われた場合、当該指標に基づいて提供されるサービスの信頼性も危うくする。これを踏まえ、各種金融指標の算出に係るデータ呈示等に関して、利益相反管理措置等、不正を防止するための態勢が整備されているか、検証する。

特に、TIBORについては、IOSCO原則⁴を含めた国際的な議論の動向や改正金融商品取引法等も踏まえ、全銀協TIBOR運営機関において、指標金利の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組みが的確に進められているか、検証する。

2-2 金融機関の健全性の確保

(1) フォワードルッキングなリスク管理

金融庁が個別金融機関の財務の健全性や金融システムの安定を確保することは、金融機関が変化する環境の中で安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートする等、金融仲介機能を十全に発揮するための不可欠な前提条件である。

主要行等においては、国際的・業態横断的な業務展開を踏まえ、(i)内外の経済、金融・資本市場の動向が自社グループや金融システム全体に与える影響を把握

³ Tokyo Interbank Offered Rate。東京銀行間取引市場における指標金利。

⁴ Principles for Financial Benchmarks (金融指標に関する原則の最終報告書)。IOSCO (証券監督者国際機構) が25年7月に策定した、金融指標の運営機関の経営管理態勢や算定手法の透明性の向上等に関する原則。

し、対応方針を議論・分析すること、(ii) 自らの行動が金融システム全体、ひいては経済、金融・資本市場の動向に与える影響にも留意すること、(iii) 業務を取り巻くリスクの複雑化・多様化を踏まえた、統合リスク管理態勢を整備すること、(iv) 安定的な業務運営を確保するため、国際的な金融規制動向も踏まえつつ、自己資本等を充実・強化すること等が必要である。

上記のような取組みが適切に行われているかについて、以下の点も含め検証する。更に、金融機関のリスク管理の高度化や MIS（経営情報システム）⁵の高度化に向けた取組みについても検証する。

① マクロ・プルードンスの視点に基づく監督・検査

主要行等の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、主要行等の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。そこで、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

金融庁としては、金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析する態勢を強化し、グローバルな経済状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、主要行等のビジネス・戦略の動向等についての実態把握に努める。

その上で、こうした変化が金融システムや主要行等の経営に与える影響を分析するとともに、主要行等が環境の変化に機動的に対応できる経営管理態勢やリスク管理態勢等を構築しているか、検証する。また、主要行等の業務動向の変化が全体として経済や金融・資本市場に与える影響についても分析する。

グローバルな市場の変化等を把握し、フォワードルッキングに資産運用方針の策定・見直しを行っているか等、主要行等における運用態勢（運用や管理に係る人的資源の配分状況を含む）やリスク管理態勢について検証する。

デリバティブ商品など内外の流動性の低い商品やリスクの所在が分かりにくい商品等に関して、投資の状況、損益や自己資本への影響を的確に把握し、市場動向の変化に対する財務面での耐性を含め、適切に管理しているか検証する。併せて、住宅ローン、不動産向け融資等を含む個別セクター・個別商品等に係る投資状況やリスク管理についても検証する。

⁵ Management Information System。リスクデータやマーケットデータ等を一元的に収集・分析するシステム。

② 統合リスク管理態勢等の確立・強化

主要行等の市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクを把握するとともに、統合リスク管理態勢・管理手法の妥当性等について実態把握及び検証を行う。

例えば、(i) 自行のビジネスモデルにおけるリスクの所在を理解した上で、内外の経済金融情勢を踏まえたストレステストを実施するとともに、(ii) その結果について、経営陣も含めて議論を行い、経営方針の策定やリスク管理において活用しているか、検証する。

個別の資産査定の実証について、小口の資産査定は、金融機関において引当等の管理態勢が整備され、有効に機能していれば、引き続き、その判断を原則として尊重する。さらに、引当等の管理態勢や統合リスク管理態勢の実証を前提として、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外についても原則として金融機関の判断を尊重することとする。

特に、日本の G-SIBs⁶等については、ストレステストの実施に当たって、PDCAの観点から、グループ内でストレステストの結果を分析し、継続的・持続的にモデルや統計的手法等の改善を行うための態勢が整備されているか、検証する。また、必要に応じて、共通のシナリオに基づくストレステストの実施を通じ、リスク管理態勢の更なる高度化を促す。

特に G-SIBs 等については、リスクアペタイトフレームワーク（経営陣等がグループの経営戦略等を踏まえて進んで受け入れるリスクの水準について対話・理解・評価するためのグループ内共通の枠組み）を構築し、経営方針の策定や収益管理等の決定にも活用しているか、検証する。

G-SIBs 等については、再建計画の策定・改訂を求め、同時に、通常時・危機時のグループ全体のリスク管理の高度化を促していく。また、金融庁においても引き続き処理計画の整備を進める。

海外拠点等を含めたグループ・ベースでの与信管理や外貨等の流動性リスク管理に関し、適切な管理態勢が構築されているか、検証する。

③ 財務基盤の強化

将来のストレスに対する実質的な耐性を高める観点から、バーゼル3の段階的

⁶ Global Systemically Important Banks。グローバルなシステム上重要な銀行。

実施等も見据えつつ、確実な収益の確保等を含む自己資本の充実に向けた中長期的な視野に立った取組みを促していく。

(2) グローバル化に対応した経営管理態勢の構築

① 国際水準を見据えたグループ全体の経営管理の向上

主要行等においては、活動範囲のグローバル化等に対応して、国際水準を見据えた経営管理態勢の構築が重要である。これを踏まえ、経営陣及び執行部門における多様な人材の育成・確保並びに適材適所の人材配置、社外取締役の機能発揮に向けた環境整備、監査役監査の実効性確保、内部監査の高度化等、経営管理態勢の強化・向上に向けた取組みが適切に行われているか、検証する。

また、IT ガバナンスについても、グローバルビジネスの拡大を踏まえ、IT インフラ整備方針や対応状況が適切なものとなっているか、検証する。

金融庁においても、各国金融行政当局との連携強化を通じて、内外金融機関のグループ・ベースでの業務実態の把握に努めるとともに、海外の G-SIFIs⁷ のベストプラクティスを把握の上、主要行等に対して経営管理態勢・リスク管理等の水準向上を促す。

経営管理態勢に係る検証に当たっては、以下の点も併せて検証を行う。

- ア. 取締役会における監督機能を確保・充実させるため、上場銀行及び上場銀行持株会社については、少なくとも1名以上、できうる限り複数の独立性の高い社外取締役を確保しているか。
- イ. 持株会社を有するグループにおいては、持株会社の役割の明確化を含め、グループ全体の経営管理の高度化への取組みが行われているか。
- ウ. G-SIBs に選定された日本の金融グループの銀行持株会社においては、例えば、その組織体制を委員会設置会社とする、あるいは、当該銀行持株会社の主要な子銀行については、非上場であっても、取締役の選任議案の決定に当たり、独立性の高い社外取締役を確保する、業務の多様化・複雑化に応じた人材の多様性を確保するなど、その規模、複雑性、国際性、システミックな相互関連性にかんがみ、より強固なグループ・ベースでの経営管理態勢となっているか。

⁷ Global Systemically Important Financial Institutions。グローバルなシステム上重要な金融機関。

② 海外（クロスボーダー）業務の拡大を支えるリスク管理態勢の充実

海外・クロスボーダー業務の拡大や、その中で金融機関が外国当局から多額の罰金を科される事例が国際的に発生していること等を踏まえ、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクの管理態勢の向上に向けた取組みが適切に行われているか、検証する。また、国際金融規制改革に伴って各国金融規制が急速に変化していることも踏まえた法令等遵守態勢の確立を促していく。

③ 海外金融機関の日本における業務展開への対応

外国銀行支店等については、本店による適切な監督・支援を受けつつ、国内におけるビジネスモデルや業務内容に応じて、適切な顧客保護が図られるとともに、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部管理態勢及び経営管理態勢が整備されているか、検証する。

さらに、クロスボーダーの業務展開に見合ったマネー・ローンダリング対策・法令等遵守の態勢の強化の状況や、委託業務の内容の多様化を踏まえた委託先管理態勢及びグループ内拠点に資金運用を必要以上に依存しない業務運営態勢の構築状況等について検証する。

3. 監督・検査の手法

3-1 3メガバンクグループ

3メガバンクグループに対しては、「水平的レビュー」の下、共通する重要課題（例えば、グループ経営管理、海外業務等）を検証項目とし、統一目線でベストプラクティスや業界共通の実態・課題の把握などに重点を置くことを基本とする。

水平的レビューの実施に当たっては、より効率的なモニタリングを実施するため、オフサイト・モニタリングを基本としつつ、必要な範囲でオンサイト・モニタリングを実施する。モニタリングにおいては、社外取締役、監査役、内部監査部門との意見交換を重視するほか、経営資料の分析や各事業部門からビジネス動向を随時ヒアリングすることなどにより、金融機関・金融市場で何が起きているのかを出来るだけ早く実態把握し、潜在的なリスクへの感度を高め、モニタリング項目を動的かつフォワードルッキングに抽出していく。さらに、その際、グローバル・ベストプラクティスの最新動向を当局が把握する必要があることから、各国金融行政当局等との連携を強化し、先進的な取組みを行っていると考えられる G-SIFIs の実情について調査する。

なお、水平的レビューに際しては、各グループの戦略の違い等を十分に勘案し、画一的な判断に陥らないようにする。また、オフサイト・モニタリングは、監督局・検査局が緊密な連携の下に役割分担しながら事務を進めていく。

3-2 その他の主要行等

その他の主要行等については、監督局・検査局の一体的な運営の下、各金融機関のビジネスモデルの多様性にかんがみ、オフサイト・モニタリングやターゲット検査⁸など、各金融機関のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施する。

3-3 外国銀行支店等

オフサイト・オンサイトの一連のモニタリングのPDCAサイクルを継続し、個別の在日拠点の業務内容やその変化を踏まえたリスク特性に見合ったリスク管理態勢が整備されているかを中心にモニタリングを実施する。

具体的には、オフサイト・モニタリングを基本としつつも、必要と認められる在日拠点にオンサイト・モニタリング（ターゲット検査）を実施する。モニタリングに際しては、ビジネスモデルやリスク特性に応じて在日拠点をグルーピングし、グループに共通するテーマに応じた水平的レビューも実施する。特にG-SIFIsのモニタリングにおいては、ベストプラクティスを念頭においた検証を行う。

なお、モニタリングの実施に当たっては、各国金融行政当局との更なる連携に加えて、証券取引等監視委員会等との連携強化を図ることとする。

⁸ 一部の検証項目や個別事案に焦点を絞って検証を行う立入検査。

V. 中小・地域金融機関⁹に対する監督・検査

1. 地域金融機関における課題と今事務年度の方針

地域金融機関は、特定の地域に密着した営業展開を行っており、中小企業や個人を主要な顧客基盤としていることから、地域の経済・産業活動を支えながら、地域とともに自らも成長・発展していくという「好循環」の実現に向けた取組みを強化することが求められている。

また、地域経済において、人手不足も見られる中、その活性化を図っていくためには、企業や産業が、必要に応じ穏やかな集約化を図りつつ効率性や生産性を向上させ、地域における雇用や賃金の改善につながることを期待される。

このため、地域金融機関は、地域の経済・産業の現状及び課題を適切に認識・分析するとともに、こうした分析結果を活用し、様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが重要である。

特に、目利き能力の発揮による企業の事業性評価を重視した融資や、コンサルティング機能の発揮による持続可能な企業（特に地域の経済・産業を牽引する企業）の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等の取組みを一層強化していくとともに、継続困難な企業に対する円滑な退出への支援にも取り組んでいくことが求められている。

こうした取組みは、取引先企業の生産性向上や産業の新陳代謝の促進につながるものであると同時に、地域金融機関にとっても、単なる金利競争ではない、付加価値の高いサービスの提供による競争を可能とし、自らの安定的な収益の確保及び健全性の維持・向上につながるものである。地域金融機関は、こうした役割を持続的に発揮していくために必要な機能や態勢及びその前提となるリスク管理態勢や経営体力の一層の強化を図っていくことが重要である。

その際、地域金融機関としてのビジネスモデルである地域密着型金融を、地域の利用者や経済・社会に貢献するとともに自らの財務の健全性や収益性の向上を図っていくものとして再確認し、こうしたビジネスモデルを自らのものとして構築していくとの中長期的な視点に立って、組織全体としての創意工夫を凝らした取組みを継続・強化していくことが重要である。

また、足元では貸出に関する収益性が全体として低下し続けていることに加え、

⁹ 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を指す。

高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴い各地域において貸出市場の規模の縮小が予測される中、主要営業基盤である地域の経済・産業の中長期的な見通しや課題の認識、自らが短期的・中長期的に地域経済の活性化に向けて果たしていく役割・機能や経営計画・事業計画の目標の検証等を通じて、短期のみならず、5～10年後を見据えた中長期的にも持続可能性の高い経営戦略を策定・実行していくことが重要である。

その際、各金融機関は、自らの規模・特性等に応じて、地域において果たすべき役割や経営戦略が異なることに十分留意する必要がある。特に、自らの主要な営業地域において、地域金融の中核的な担い手となっている地域銀行等は、当該地域の経済の活性化に向けた取組みを主導する役割が期待されている。また、信用金庫及び信用組合は、協同組織金融機関の基本的性格やその背景にある相互扶助という理念を十分に認識した上で、地域金融及び中小企業金融の専門金融機関として会員・組合員（地域）から期待される役割を果たしていくことが重要である。

以上を踏まえ、それぞれの地域金融機関に求められる役割の発揮状況やビジネスモデルの構築に向けた取組状況等について、経営陣と議論を深めるとともに、更なる検討を促していく。

2. 主な重点施策及び監督・検査上の着眼点

2-1 金融仲介機能の発揮

(1) 地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮

① 取引先企業の適切な評価、解決策の提案及び実行支援

上記1. で示したとおり、地域金融機関は、必要に応じ、外部機関や外部専門家を活用しつつ、様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが求められている。また、こうした取組みは、取引先企業において問題が顕在化することを待たずに前広かつ適切に行っていくことが重要である。

こうした観点から、以下のような対応を重点的に行うこととする。

ア. 様々なライフステージにある企業の成長可能性や持続可能性を適切に評価するための取組状況について、以下の点を含め、確認する。

- (i) 主要な営業地域について、地域毎の経済や産業（主要な産業セクターを含む）の現状・中長期的な見通しや課題を、具体的にどのように把握・分析しているか。また、こうした分析結果を、具体的にどのように企業の成長可能性や持続可能性の評価に役立てているか。

- (ii) 特に、金融機関のビジネス上重要な取引先企業（地域の経済・産業を牽引する企業、大口与信先等）や主たる相談相手としての役割が期待されている取引先企業（メイン先等）の経営状況や経営課題、ニーズについて、具体的にどのように把握しているか。
 - (iii) その他の取引先企業について、具体的にどのように企業の状況等を把握しているか。
 - (iv) 財務内容や返済履歴等といった過去の実績に必要以上に依存することなく、その成長可能性や持続可能性を含む事業価値を見極めるために具体的にどのような取組みを行っているか。
 - (v) 職員の目利き能力やコンサルティング能力の更なる向上、組織としてのノウハウの蓄積等を図るため、具体的にどのような取組みを行っているか。
- イ. 取引先企業の状況に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援するための取組状況について、以下の点を含め、確認する。
- (i) 特に地域経済を牽引する企業や大口与信先等に対して、中長期的な視点に立って、その持続可能性や成長可能性を適切に評価・分析し、その上で、必要なコンサルティング機能の発揮や資金供給を行っているか。
 - (ii) 地域に根ざして営業を行う企業等に対して、創業・成長を積極的に支援するため、産学官金の連携による創業支援、政策金融機関やファンド等と連携した資金供給等を含め、具体的にどのような取組みを行っているか。
 - (iii) 担保・保証に必要以上に依存しない、事業性評価に基づく融資（経営者保証に関するガイドラインの活用を含む）を促進するため、具体的にどのような取組みを行っているか。
 - (iv) 取引先企業に対し、財務面だけでなく、売上げ増加や事業承継等の様々な経営課題についても適切なコンサルティング機能を発揮するため、本業支援ができる外部の専門人材の活用を含め、具体的にどのような取組みを行っているか。
 - (v) 抜本的な事業再生等が必要な企業に対して、問題を先送りすることなく、DDS・債権放棄等の金融支援を含む、真に実効性のある抜本的な事業再生支援（他の金融機関が主導する事業再生支援への積極的な協力を含む）を行っているか。
 - (vi) 保証債務の整理に当たって、経営者等からの相談にはその実情に応じてきめ細かく対応し、必要に応じて外部機関や外部専門家とも連携しつつ、経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用に努めているか。

ウ. 中小企業金融円滑化法の終了後も、中小企業に対し円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めるよう求めてきたところであるが、引き続き、適切な対応を促していく。

エ. 地域経済活性化支援機構（REVIC）の積極的な活用

地域金融機関が取引先企業に対して解決策の提案及び実行支援を行うに当たっては、REVICが有する機能（専門家の派遣、企業に対する直接の再生支援、事業再生・地域活性化ファンドへの出資・運営、保証付債権等の買取り等）を活用することが効果的であると考えられることから、その積極的な活用を促す。

特に、地域金融機関による企業の事業性等の分析や必要な解決策の提案等の機能向上が図られるよう、REVICの専門家派遣機能を効果的に活用するよう促す。

オ. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

各地域金融機関の解決策の提案・実行支援等の取組みが、地域において幅広く認識され、多くの企業に活用されるため、地域や利用者に対して積極的かつ分かりやすく情報発信するよう促す。

さらに、当局として、各地域金融機関間の知見・ノウハウの共有を図るため、特に先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて継続的に把握し、情報還元を行う。

② 東日本大震災からの復興の加速化

東日本大震災からの復興を加速し、被災地域において持続可能な経済・産業を再構築する観点から、金融機関は被災地域の状況やニーズをきめ細かく把握・分析した上で、被災者等にとって最も適切と考えられる解決策を提案し、その実行を支援していくことが重要である。

特に、多くの被災地域で、復旧から産業復興と地域再生が本格化する段階に移行しつつあり、被災地域で核となるような産業や企業の育成、環境変化を踏まえた街づくり等を金融機関の立場から支援していくことが重要である。

このため、事業の再開や震災による事業環境の変化による事業転換、創業等を行うおうとしている者を含め、金融面だけでなく、地域資源を用いた新商品開発、技術開発や販路開拓など必要な解決策の提案・実行支援を行うよう促す。

引き続き、金融庁はいわゆる二重ローン問題へ取り組むとともに、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構や、個人版私的整理ガイドラインを積極的に活用しているか、確認する。また、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた適切な金融面での支援状況を確認するとともに、復興金融ネットワークの活用を促す。

さらに、金融機能強化法（震災特例）に基づく資本参加を実施している金融機関が被災者の事業や生活の再建、被災地域の経済の活性化に継続的に貢献していくよう、これらの金融機関の「経営強化計画」の履行状況を適切にフォローアップしていく。

③ 公的金融と民間金融

公的金融は、民間金融だけでは十分にリスクテイクできない分野等において、民間金融を補完する役割を担っている。地域金融機関と公的金融は、それぞれの役割を発揮し、協働して、地域経済の活性化に貢献することが期待されている。

こうしたことから、金融機関や顧客へのヒアリング等を通じ、公的金融と民間金融の競合・補完状況がどのようになっているかについて実態把握を行い、公的金融と民間金融のより望ましい関係をいかにして実現するかにつき、関係者と議論を進める。

(2) 顧客ニーズに即したサービスの提供

① 顧客ニーズ等を踏まえた適切な商品・サービスの提供

金融機関は、その幅広い顧客層のニーズを的確に把握し、当該ニーズや顧客の知識・経験・財産の状況に見合った商品・サービスの開発・提供を通じて、効果的・効率的な資産運用手段を提供することが期待されている。

このため、以下の点も含めて検証する。

- ア. 顧客の知識・経験・財産の状況等に応じて、適切な商品説明や販売後のフォローアップを行っているか。
- イ. 販売商品の選定に当たり、販売手数料等にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供される態勢を構築しているか。
- ウ. 顧客の利益を重視した営業の推進に向けた経営目標の設定や業績評価の手法について検討・実施しているか。

また、顧客が真に必要なとする金融商品・サービスを楽しみ、顧客の利益と金融機関の利益が両立する環境を実現するため、(i) 住宅ローン、消費者ローンその他の融資サービス等について、顧客のニーズや経済状況等の実態に応じた提供が行われるよう、適切な顧客説明や審査等を行う態勢が整備されているか、(ii) 利益相反管理、優越的地位の濫用の防止、顧客情報管理態勢等が構築されているか、検証する。

顧客からの相談・苦情等について、原因分析、社内における情報共有、再発防止

策の策定・周知、その実施状況のフォローアップ等が、経営陣も関与する形で行われ、その後の商品・サービスの開発やリスク管理態勢の向上につなげられる態勢が整備されているか、検証する。

また、金融 ADR 制度について、迅速な紛争解決のために必要な情報開示や、ADR に係る説明・紹介が適切に行われているか、検証する。

NISA 導入の趣旨等も踏まえ、投資家の金融リテラシー向上に向け、業界、さらには業界横断的な積極的な取組みを促す。

② 顧客の利便性向上のための取組み

金融サービスが経済の重要なインフラであることを踏まえ、資金決済の高度化など、顧客の利便性向上に向けた不断の取組みが求められる。

このような観点から、「日本再興戦略」改訂 2014 を踏まえ、即時振込みなどの資金決済高度化等をはじめとする顧客へのサービス水準の向上に向けた業界や各金融機関の取組みを促す。

また、身体障がい者や高齢者も、金融機関の窓口や ATM を通じて、安心して金融サービスを容易に利用できるようにするための施設・態勢の整備を強く促していく。

(3) 顧客の信頼・安心感の確保等

顧客重視の経営のためには、顧客が金融サービスをいつでも安心して利用できることが重要である。金融システムは経済の重要なインフラであり、不正利用防止も含め金融サービスの適正かつ安定的な提供を確保することは経済の発展や顧客の日常生活に不可欠である。また、サービスの安定的な提供は、顧客の安心感やロイヤリティの向上を通じて、持続的なビジネスモデルの構築にも資するものである。

したがって、経営陣のリーダーシップの下に業務継続やサービスの安定的な提供等に向けた取組み等が的確に行われているかについて、以下の観点も含めモニタリングを行う。

① 業務の継続性の確保

ア. システムの安定稼働

システムの安定稼働に向けて、個別金融機関のシステムに加え、全銀システム等の金融機関相互のシステム等についても、将来の更改計画を含め、その運用・管理状況を検証する。

イ. 業務継続体制の整備等

主要なリスクを十分想定した業務継続体制を整備しているか、中央防災会議の検討結果等を踏まえて業務継続計画の見直しを実施しているか、検証する。

② 情報セキュリティ管理の徹底

外部に委託・再委託している場合も含め、顧客の重要情報の洗い出し・把握・管理をしているか、不正アクセス、不正情報取得等を牽制・防止する仕組みができていないか、検証する。

③ サービスの不正利用の防止

ア. インターネットバンキング不正送金への対応

個人・法人向けインターネットバンキングに関し、(i) 資金窃取を防止するための態勢整備等を講じているか、(ii) 顧客に求められるセキュリティ対策事例の紹介を含めた、顧客に対する注意喚起等を行っているか、(iii) 全国銀行協会における申し合わせ等を踏まえ、不正な払戻しに係る補償について対応方針を定めているか等について検証する。

イ. 振り込め詐欺への対応

振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策に努めているか、被害の迅速な回復のため、引き続き振り込め詐欺救済法に沿って、被害者救済対応を的確に行っているか、検証する。

ウ. 偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳への対応

偽造キャッシュカード等による預金の不正払出し防止対策に努めているか、預貯金者保護法等に沿った補償を的確に行っているか、検証する。

エ. サイバー攻撃への対応

各種のサイバー攻撃等に対応するため、セキュリティ対策を講じているか、緊急時体制を構築しているか等について検証する。

オ. マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対応

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく、取引時確認や確認記録・取引記録の作成・保存、取引のモニタリングを踏まえた疑わしい取引の届出等について、顧客の利便性にも配慮しつつ、これらを適切に実施するための態勢の高度化に係る取組みを検証する。

カ. 反社会的勢力との関係遮断

本年6月の監督指針改正を踏まえ、取引の入口、事後、出口の各段階において、それぞれ、適切な事前審査、事後検証、反社会的勢力との取引解消に向けた取組みなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応を適切に実施しているか、検証する。

2-2 金融機関の健全性の確保

(1) フォワードルッキングなリスク管理

強固で包括的なリスク管理を徹底し、個別金融機関の財務の健全性や金融システムの安定を確保することは、変化する環境の中で安定的な資金供給を通じて地域の経済や産業、取引先企業の成長や安定をサポートする等、金融仲介機能を十全に発揮するための不可欠な前提条件である。

このため、マクロ・プルーデンスの視点からモニタリングを行うとともに、地域金融機関のビジネスモデルに応じたリスク管理態勢の高度化や財務基盤の強化等に向けた取組みについて検証する。

① マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督・検査

金融庁としては、経済や金融・資本市場の動向と金融仲介機能・金融機関の財務の健全性との間にある強い相互作用を認識し、リスクの集中状況や波及経路等を注視すること等を通じて、金融システム全体が持続的・安定的に発展することが見込めるかというマクロ・プルーデンスの視点からの分析・対応を行っていく。

その際、個別金融機関にとっては合理的な行動が、総体として、経済や金融・資本市場全体に影響を及ぼす可能性についても留意する。

金利等の水準やボラティリティの動向を踏まえたリスク・リターン分析を勘案しながら資産運用方針の策定・見直しを行っているか等、金融機関における運用態勢（運用や管理に係る人的資源の配分状況を含む）やリスク管理態勢について検証する。

特に、信用金庫及び信用組合に関しては、中央機関が傘下金融機関の資産運用状況のモニタリングを行うとともに、運用態勢やリスク管理態勢の充実に向けた支援を行っていることから、中央機関と緊密に連携して対応する。

仕組債等を含む内外の流動性の低い商品やリスクの所在が分かりにくい商品等に関して、投資の状況、損益や自己資本への影響を的確に把握し、市場動向の変化に対する財務面での耐性を含め、適切に管理しているか検証する。併せて、住宅ローン、不動産向け融資等を含む個別セクター・個別商品等に係る投資状況やリスク管理についても検証する。

② 統合的リスク管理態勢の確立、ビジネスモデルに応じたリスク管理態勢や収益管理態勢の充実

市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクを把握するとともに、統合的リスクの管理態勢・管理手法の妥当性等について実態把握及び検証を行う。

例えば、(i) 自らのビジネスモデルにおけるリスクの所在を理解した上で、内外の経済金融情勢を踏まえたストレステストを実施するとともに、(ii) その結果について、経営陣も含めて議論を行い、経営方針の策定やリスク管理において活用しているか、確認する。

また、地域金融機関が、中長期的な視点に立って、持続可能なビジネスモデルを構築していくためには、自らのビジネスの収益性を適切に把握できていることが前提となる。したがって、部門別・セグメント別・地域別の収益性や業務の特性を踏まえた適切な収益管理態勢をどのように構築しているか、確認する。

主要な営業地域における経済・産業構造を反映し、特定のセクターに与信が集中しやすいという地域金融機関の特性を踏まえ、借手企業や与信が集中するセクターの特性・将来性を踏まえた融資の審査・管理態勢の整備状況や与信集中の状況を確認し、ポートフォリオ管理上の課題について経営陣と議論する。

個別の資産査定を検証について、小口の資産査定は、金融機関において引当等の管理態勢が整備され、有効に機能していれば、引き続き、その判断を原則として尊重する。さらに、引当等の管理態勢や統合的リスク管理態勢の検証を前提として、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外についても原則として金融機関の判断を尊重することとする。

海外業務展開を含め新たな業務展開を行うに当たって、当該業務に係る適切な管理態勢が構築できているか、検証する。

③ 財務基盤の強化

地域金融機関が、抜本的な事業再生支援を含め、地域において適切な金融仲介機能を持続的に発揮するために必要な財務基盤の充実・強化に向け、将来を見据えた資本政策等を検討・実施するよう促していく。

その際、こうした検討の中で、金融機関が資本増強を視野に入れている場合には、その選択肢の一つとして、金融機能強化法の活用について検討を促していく。

信用金庫及び信用組合に関しては、中央機関が傘下金融機関に対して業務補完・支援や経営分析・指導等を行うとともに、傘下金融機関の財務基盤の強化にも重要な役割を担っていることを踏まえ、中央機関によるこれらの機能の発揮状況を確認するとともに、傘下金融機関の財務基盤の強化の検討も含め、中央機関と一層緊密に連携して対応する。

(2) 経営管理態勢の強化

持続可能なビジネスモデルの構築を目指し、経営課題に組織を挙げて取り組み、不祥事を含む企業価値を低下させる行為を防止するとともに、競争力・収益力の向上を図るための経営戦略・業務展開等を着実に進めていくためには、各金融機関において実効性のある経営管理態勢を構築することが重要である。

このため、以下の点も含め、各金融機関の経営管理態勢が実際にどのように機能しているかを検証し、経営陣と議論を行う。

ア. 取締役会における監督機能を確保・充実させるため、上場銀行及び上場銀行持株会社については、少なくとも1名以上、できうる限り複数の独立性の高い社外取締役を確保しているか。また、社外取締役が有効に機能するための態勢が整備されているか。

イ. 持株会社を有するグループにおいては、持株会社の役割の明確化を含め、グループ全体の経営管理の高度化に向けた取組みが行われているか。

多くの地域金融機関では、システムコストの削減等を目的として、勘定系システムの共同センター化などが進展しているが、一方で、ITを顧客サービスの向上等の経営戦略の中で有効に活用していくことが益々重要になっている。このため、中長期的な観点に立って、経営戦略とIT戦略が統合的なものとなるよう、専門人材の育成・確保も含め、経営陣が主体的に議論することを促していく。

信用金庫及び信用組合は、会員や組合員による自治を原則とする協同組織形態であることから、株式会社と比べ、市場や大口株主のような外部からの規律が働きにくい面がある。こうした点を踏まえ、例えば、理事会による監督機能及び監事監査・外部監査等の監査機能を向上させるための取組み、会員・組合員（地域）が期待する役割に応える経営を行うための取組みなど、経営管理態勢強化に向けた取組状況について実態把握するとともに、経営陣と議論を行う。

3. 監督・検査の手法

3-1 地域銀行

地域銀行に対しては、日常的に検査局・監督局（財務局を含む）一体でモニタリングを実施していく。このため、検査局における地域銀行のモニタリング体制を見直し地域銀行の規模等に応じて複数のモニタリング・チームを組成した。各チームは、監督局（財務局を含む）と一体となって、継続的なデータ収集・分析・ヒアリングによるプロファイリングの充実を中心とした、オフサイト・モニタリングを実施する。

こうしたプロファイリング等を踏まえ、必要な範囲でターゲット検査を実施する。

また、地域銀行の経営管理のあり方などの業界横断的な重要なテーマについては、「水平的レビュー」の手法を活用しつつ検証する。水平的レビューの実施に当たっては、より効率的なモニタリングを実施するため、オフサイト・モニタリングを基本としつつ、必要な範囲でオンサイト・モニタリングを実施する。

なお、水平的レビューに際しては、各行の戦略の違い等を十分に勘案し、画一的な判断に陥らないようにする。

3-2 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）についても、各財務局の検査部門・監督部門が一体となってモニタリングを実施する。また、検査局に組成されたモニタリング・チームと監督局は、一体となって、協同組織金融機関モニタリングの充実・均質化を図る観点から、各財務局のモニタリングを積極的に支援する。

各財務局においては、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、金融機関の規模・特性等を考慮したプロファイリングを充実するとともに、当該プロファイリング等を踏まえた、効果的・効率的なモニタリングを実施する。

VI. 保険会社等に対する監督・検査

1. 保険会社等における課題と今事務年度の方考え方

保険会社等は、家計や企業がリスクに立ち向かっていく上で必要な、様々な危険に対する保障・補償機能を提供しているほか、機関投資家としての運用業務を通じ、金融仲介機能を発揮するとともに、市場における重要なプレイヤーとなっている。こうした機能を通じて、国民生活や経済活動の基礎を提供しており、国民一人一人が新たな成長に向け自信を持って動き始めることを支える上で重要な役割を担っている。こうした役割を果たすことにより、保険会社等自身の安定的な収益にもつながっていくような「好循環」の実現にも資することとなる。

保険会社等は、高齢化や人口減少等の進展、企業の活動内容・範囲の拡大など保険会社等を取り巻く経営環境が変化する中、財務の健全性や業務の適切性を確保し、顧客ニーズを踏まえた、より付加価値の高いサービスの提供に努めるなど自らの持続可能なビジネスモデルを構築していくことが重要である。

持続可能なビジネスモデルを構築していく際には、顧客ニーズに応える経営を行っていくことが重要である。

特に、我が国では他国に類を見ない速度で高齢化が進展していることを踏まえ、保険商品の開発・募集・支払い等諸手続の各段階において、顧客の高齢化を踏まえた対応が必要である。

保険会社が、機関投資家として、資産運用に努めることは、国民の安定的な資産形成に資するものであることから、各社が資産規模等に見合った資産運用能力の向上に努め、リスク管理の態勢を整備することが重要である。

また、近時の自然災害の多発や内外の経済金融情勢の変化等を踏まえると、保険会社等の経営管理上、新たな事象にも対応可能な適切かつフォワードルッキングなリスク管理態勢を構築することが重要である。

こうした状況の中、保険会社等においては、自らが果たすべき役割を十分に認識するとともに、急激な社会・経済の変化、国際的な金融規制の変更等にも対応するため経営陣が責任ある経営判断を迅速に行う重要性が増している。同時に、各種のリスクを的確に把握した上で、保険契約には超長期にわたる商品もあることや、将来における顧客ニーズの構造的な変化を踏まえた、中長期の経営戦略を検討することが重要である。

金融庁においては、各保険会社等が経営陣による適切なリーダーシップの下、リ

スク管理態勢や経営管理態勢等の整備を行うとともに、自社のビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い、資本政策も含めた短期及び中長期の経営戦略を描くことができているか確認する。また、必要に応じて経営陣と議論を行い、更なる検討を促していく。

2. 主な重点施策及び監督・検査上の着眼点

2-1 保障・補償機能の発揮

(1) 保障・補償機能の適切な発揮

保険会社等においては、不測の事態に備えるための保障・補償機能を顧客に幅広く提供し、いざという時にその機能を迅速かつ適切に発揮することが求められる。このため、適切な保険金等支払管理態勢を構築し、安心・信頼を確保することが重要であり、以下の点に着目していくこととする。

- ① 適切な保険金等の支払いが、保険会社等にとって最も重要な責務であることを踏まえ、引き続き、保険金等支払管理態勢が組織的、継続的に十分に機能を発揮できているか重点的に検証する。
- ② 特に、保険金等の支払事由が発生した場合に、年齢、障がいの有無等の保険金受取人等の特性や置かれている立場に配慮しつつ、顧客保護、利用者利便の視点に立った請求案内事務等が、個々の顧客毎に迅速かつ適切に行われるような態勢（保険金の支払請求があった際に、当該保険金の支払いのほか、その検証作業等の中でその他の保険金の請求案内を行うことを含む。）が整備・実施されているかについて重点的に確認する。
- ③ また、東日本大震災後における保険契約者の立場に立った能動的な取組みや保険金等の迅速かつ適切な支払いなどの姿勢を、平時に生かすよう促していく。具体的には、顧客の高齢化等も見据え、例えば、契約者本人・家族への継続的なアクセス確保の取組み、手続書類の簡素・合理化等が考えられる。

(2) 顧客保護と利用者利便の向上

保険会社等においては、顧客ニーズに応える経営に取り組むため、経営陣が主導性を十分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客情報等の厳格な管理、保険募集における顧客保護を徹底し、安心・信頼を確保することが重要である。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令等を遵守するだけでは足りず、法令等の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められる金融機関として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。

また、顧客からの相談や苦情については、顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会でもありと認識し、適切かつ積極的に対応することが必要である。

以上を踏まえ、本事務年度においては、保険会社等による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みについて、監督指針に照らしながら、重点的に確認する。その際、保険会社等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努める。併せて、保険会社等が、(i) どのような経営方針の下で、どのような保険商品・サービスをどのような属性の顧客に提供しようとしているか、(ii) 短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機づけられていないか、(iii) 経営方針が営業現場で徹底されているかを、経営陣を含め内部でチェックする態勢が整備されているか、についても注意を払うとともに、必要に応じ、消費者庁等とも協力していく。

① 適切な保険募集管理態勢の確立

保険募集においては、保険商品の特性にかんがみ、顧客の知識・経験等を踏まえた分かり易い説明がなされることが極めて重要である。このため、保険会社等からの報告、検査部局による検査の結果、金融サービス利用者相談室からの情報等を活用し、保険商品の販売・勧誘ルール遵守状況、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意した説明を行う態勢の整備状況、保険会社等による保険募集人の監督状況について確認する。また、保険募集人に関しても、募集形態や規模・特性に応じた適切な保険募集管理態勢が構築されているかについて確認する。特に以下の点に着目していくこととする。

ア. 保険募集について、ダイレクト系のチャネルなど保険募集形態の多様化や保険代理店の大型化が進展している状況を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、保険代理店を含めた保険募集人による説明や情報提供等が適切に行われることが重要である。こうした点を踏まえ、保険会社等における代理店の管理態勢や乗合募集代理店における経営管理態勢・保険募集管理態勢の整備状況について、実態把握を行う。また、電話による保険募集等については、非対面で、顧客の予期しないタイミングで保険募集等が行われること等から、特に苦情等が発生しやすいといった特性がある。こうした観点から、顧客に誤解等が生じていないか、保険募集の態勢や保険会社等による保険募集人の管理・監督の態勢について確認を行っていく。

加えて、保険代理店が適切な教育・指導・管理を行うことなく、使用人に募集行為を行わせている可能性があることを踏まえ、平成26年3月18日に改正した監督指針（保険代理店の使用人要件の明確化）に基づき、保険会社等及び保険代理店における対応状況等を確認する。

イ. 顧客の知識・経験等に留意しつつ、顧客の意向が契約内容に確実に反映されるよう、保険料を含めた商品内容に関する説明を適切に行う態勢の整備状況に

ついて検証する。また、監督指針において、顧客のニーズに基づかない補償重複の発生防止や解消を図るための説明態勢の整備等について規定していることを踏まえ、各保険会社等において、これらの取組みが、事後検証を含め、適切に実施されているか確認する。

ウ. 銀行等による保険商品の窓口販売に関しては、弊害防止措置など保険募集に関するルールの遵守状況について確認する。

エ. 高齢の顧客に関しては、短期的に判断能力が変化する場合や、視力や聴力などの低下により契約内容について十分な理解が困難となる場合等があることを考慮し、適切かつ十分な説明を行うことが重要である。このため、高齢の顧客に対するきめ細やかな取組みや、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みの実施を監督指針において明確化したところである。今後は、保険会社等における高齢の顧客に対する取組みが、各社における事後検証を含め、適切に実施されているか、アフターフォローの態勢整備も含め重点的に検証する。

オ. また、保険業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 45 号）が成立したことを受けて、意向把握義務や情報提供義務、保険募集人の体制整備義務の内容等に関して、実態把握を行いつつ、監督指針の改正等について具体的な検討を進める。

② 商品審査の実効性確保と迅速化

国民の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の急速な進展などの社会・経済の変化、顧客企業の新たな業務展開や新技術の導入等を背景に、保険に対するニーズが多様化しており、そうしたニーズに的確に応えていく必要がある。他方で、保険契約者等の保護の観点からは、保険商品の内容が簡素で分かりやすいものであることも重要であることから、こうした観点を踏まえつつ、適切に商品審査を行う。

審査に当たっては、保険会社等との事前の意見交換を行うこと等を通じ、保険会社等の創意工夫を活かした商品開発の取組みに資するよう十分に配慮する。同時に、商品改定が迅速に行われるよう、審査の効率化・迅速化に向けて取り組んでいく。

③ 相談・苦情処理態勢の充実

顧客からの相談・苦情等について、窓口・コールセンターの整備等により、適時適切に対応するとともに、原因分析、社内における情報共有、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップ等が、経営陣も関与する形で行われ、その後の商品・サービスの開発やリスク管理態勢の向上につなげられる態勢が整

備されているか、検証する。

また、金融ADR制度について、迅速な紛争解決のために必要な情報開示や、ADRに係る説明・紹介が適切に行われているか、検証する。

④ 業務の継続性の確保

ア. システムの安定稼働

システムの安定稼働に向けて、外部委託先の管理態勢や将来の更改計画も含め、その運用・管理状況を検証する。

イ. 業務継続体制の整備等

主要なリスクを十分想定した業務継続態勢を整備しているか、中央防災会議の検討結果等を踏まえて業務継続計画の見直しを実施しているか、検証する。

⑤ 情報セキュリティ管理の徹底

外部に委託・再委託している場合も含め、顧客の重要情報の洗い出し・把握・管理をしているか、不正アクセス、不正情報取得等を牽制・防止する仕組みができていないか、検証する。また、外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われることを定期的にモニタリングしているか、確認する。

さらに、クラウドサービスを含め外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか、確認する。

⑥ サービスの不正利用の防止

ア. 不正請求防止への対応

不正請求等による保険金等支払いを防止するため、「契約内容登録制度」「支払査定時照会制度」「不正請求等防止制度」「人保険事故等情報交換システム」などを適切に利用し、契約審査態勢及び支払審査態勢（不正請求防止のためのデータベースの整備状況を含む）が強化され、有効に機能しているか重点的に確認する。

イ. サイバー攻撃への対応

各種のサイバー攻撃等に対応するため、セキュリティ対策を講じているか、緊急時体制を構築しているか等について検証する。

ウ. マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対応

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく、取引時確認や確認記録・取引記録の作成・保存、取引のモニタリングを踏まえた疑わしい取引の届出等について、顧客の利便性にも配慮しつつ、これらを適切に実施するための態勢の高度化に係る取組みを検証する。

エ. 反社会的勢力との関係遮断

本年6月の監督指針改正を踏まえ、取引の入口、事後、出口の各段階において、それぞれ、適切な事前審査、事後検証、反社会的勢力との取引解消に向けた取組みなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応を適切に実施しているか、検証する。

2-2 保険会社等の健全性

(1) リスク管理の高度化の促進

少子高齢化の急速な進展などの社会・経済の変化や近時の自然災害の多発、内外の経済金融情勢の変化等を踏まえれば、今後、保険会社等が持続可能なビジネスモデルを構築していく上で、保険会社等の収益構造のあり方は、一層重要な経営課題となっている。

例えば、一部の保険会社（グループ）では、アジアをはじめとした海外での事業の拡大や国内での保険事業の多角化を進め、グループ・ベースでのより効果的な収益機会の拡大に向けて積極的な取組みを行っている事例なども認められるところである。一方、このような取組みと並行して、保険会社等においては、リスクを適切に管理する態勢を構築する必要がある。すなわち、リスク管理を予防的・防衛的な観点からのみ捉えるのではなく、保険会社等の収益機会の拡大に向けた取組みを実質的に下支えし、後押しするものとして、収益の管理と一体的に検討していくことが重要であり、また、これらに適切に対応できる人材の育成・確保並びに適材適所の人材配置も重要である。

こうした観点から、保険会社等を取り巻くリスクの多様化・複雑化や内外の市場動向、あるいは国際的な監督動向などを踏まえ、リスク管理の高度化や適切な情報開示を促し、保険会社等の財務の健全性確保に努める。また、高度なリスク管理を促すためには、そうした手法と統合的な規制・監督の枠組みを構築することも重要であるため、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けた検討作業を進める。

① 統合的リスク管理の促進

ア. 保険会社を取り巻くリスクの多様化・複雑化にかんがみ、規制上求められる自己資本等の確保や財務情報の適切な開示に加え、当該保険会社の経営戦略と一体で、適切なリスクとリターンのバランスの下、全てのリスクを統合的に管理し事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢の整備を引き続き促していく。高度化促進に当たっては、平成25事務年度に統合的リスク管理態勢ヒアリングにおいて試行的に実施した、「リスクとソルベンシーの自己評価

(Own Risk and Solvency Assessment:ORSA¹⁰)」を文書化した ORSA レポートについて、当局としても各保険会社の統合的リスク管理態勢を業界横断的に横串を通して把握するツールとして有用であると考えられるとともに、欧米各国においても同レポートを監督当局へ提出する制度の導入準備が進められていることなどを踏まえ、その制度化に向けて引き続き検討を行う。

イ. 近時の自然災害の多発や技術革新に伴う新たなリスクの発生等により、保険会社等の保険引受リスク管理態勢の重要性が増している。こうした観点から、各社が十分な支払余力と安定的な経営基盤を維持するため、適切なアンダーライティング態勢の構築状況、リスクの的確な把握と測定状況、そのモニタリングやストレステストの実施結果を踏まえたリスク削減・調整状況、及び再保険等によるリスク軽減への取組状況とその有効性について検証する。

ウ. リスク管理態勢の確認に当たっては、様々なリスクの管理状況を一概に把握し評価するのではなく、例えば保険会社等の負債特性に応じ、資産負債の総合的な管理（ALM）の状況について、販売チャネルや保険商品の特性に合わせた販売進捗管理や適時適切な商品内容見直し等を含めたリスク管理態勢が整備されているか確認するとともに、各保険会社等の特性に応じた取組みを促していく。

エ. 保険会社が、適切なリスク管理の下で資産運用能力の向上に努めることは、将来の保険金等の支払いに充てる財源を確保する上でも、また、国民の安定的な資産形成を図る上でも重要である。保険会社が、多様なリスク計量手法やストレステストの活用、市場動向の分析等により、適切にリスクとリターンを把握して、運用方針等を作成の上、当該方針に沿って資産運用を実施し、そのモニタリングを行っているか、検証する。

② ソルベンシー評価の見直し等

ア. 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な時価評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであり、日本アクチュアリー会や損害保険料率算出機構等の専門組織と連携し、フィールドテストの結果や国際的な検討の動向を踏まえつつ、当該規制導入に向けた検討作業を引き続き進める。

また、経済価値ベースのソルベンシー規制の枠組みを検討するに当たって、保険会社が抱えるリスクの計量化に用いる内部モデルについて実態把握するとともに、監督手法等について検討を開始する。

イ. 国際会計基準審議会（IASB）における保険契約に係る国際会計基準の見直し作

¹⁰ 保険会社自らが現在及び将来のリスクと資本等を比較して資本等の十分性評価を行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセス。

業を踏まえ、我が国においても中期的な保険監督会計のあり方について、引き続き、検討を行う。

(2) 経営管理態勢の強化

実効性のある経営管理態勢は、不祥事を含む企業価値を低下させる行為の防止、競争力・収益力向上といった機能を有する点で、企業経営において重要である。こうした観点から、保険会社等における取締役会等の機能発揮、監査態勢の強化、経営戦略等について、深度あるモニタリングが必要である。

① 取締役会等の機能発揮

社外役員を含めた取締役会等の議論や意思決定の状況など、実質的な機能発揮状況について検証する。

特に、社外役員に関しては、独立性の確保や情報提供等のサポートなど、社外役員が機能するための条件が整っているか、検証する。

また、相互会社形態の保険会社については、株式会社との制度的な差異などを踏まえ、社外役員の経営チェック機能の発揮状況など、実効性のある経営管理態勢の構築に向けた取組状況について検証する。

② 監査態勢の強化

監査役監査、内部監査、外部監査が十分に連携し、適切かつ有効に機能しているか、検証する。

特に大手保険会社に対しては、監査役に対して監査計画等のヒアリングを行い、監査役・監査役会の実質的な機能発揮の状況について検証する。それに加え、内部監査部署との間で監査計画、リスク・アセスメント、内部監査の高度化に向けた取組み等について意見交換を行い、実効性のある内部監査態勢の構築状況について検証を行うとともに、内部監査の活用を図る。

また、これ以外の保険会社等については、各社の業務やリスクの特性に応じて、監査役監査や内部監査の実施状況等をヒアリングするなどして、実態把握に努める。

③ 経営戦略等

経営管理態勢のモニタリングにおいては、中長期的な経営戦略や経営課題についての経営陣の認識のほか、事業計画や営業目標の進捗状況（特に、大幅に乖離

している場合)を確認する。

保険会社(グループ)については、積極的な海外事業展開を志向する中、海外拠点(子会社、関連会社等)の業務や海外の業務提携先との合併事業、パートナーシップ等に係る管理態勢について確認する。また、積極的な海外展開を目指す保険会社(グループ)については、それに対応したITインフラ整備の方針や対応状況について検証する。

新規参入した保険会社等においては、急激に事業拡大している場合や、参入当時に想定していたビジネスモデルや事業実施計画から乖離している場合には、その規模や足元のビジネスモデルに見合った経営管理・リスク管理態勢等の構築を求めていく。

外国保険業者においては、拠点の規模や業務内容等によっては、支店の現地法人化を行うことが考えられるが、本邦現地法人や在日支店いずれの形態であっても、本社等による適切な監督・支援を受けつつ、経営管理態勢や内部管理態勢を確立できる十分な権限と責任が与えられる等、日本拠点における意思決定過程が明確になっていることが重要である。

今後とも、こうした点を念頭に、外国保険業者の本邦現地法人や在日支店の経営管理・リスク管理のあり方等については、深度ある監督・検査を実施する。

3. 監督・検査の手法

3-1 大手保険会社

大手保険会社に対しては、前事務年度に引き続き、水平的レビューによる検証を基本とする。

水平的レビューの実施に当たっては、より効率的なモニタリングを実施するため、オフサイト・モニタリングを基本としつつ、必要な範囲でオンサイト・モニタリングを実施する。モニタリングにおいては、社外取締役、監査役、内部監査部門との意見交換を重視するほか、経営資料の分析や各事業部門からのヒアリングなどにより、各社の状況を出来るだけ早く把握し、潜在的なリスクに対する感度を高め、モニタリング項目を動的かつフォワードルッキングに抽出していく。

なお、水平的レビューに際しては、各社・各グループの経営戦略の違い等を十分に勘案し、画一的な判断に陥らないようにする。また、オフサイト・モニタリングは、監督局・検査局が緊密な連携の下に役割分担しながら事務を進めていく(以下の3-2~5においても同様)。

さらに、金融安定理事会(FSB)や保険監督者国際機構(IAIS)における、保険監督の強化等に係る国際的な議論の進展を踏まえ、各国金融行政当局との連携を強

化するなど、当局として必要な対応を進めていく。

3-2 その他の保険会社

その他の保険会社に対しては、各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、オフサイト・モニタリングやターゲット検査など、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施する。

また、複数の保険会社に共通する重要課題については、大手保険会社と同様、水平的レビューを実施する。さらに、外国保険業者の本邦現地法人や在日支店については、国際的な保険会社等を取り巻く情勢も踏まえ、必要に応じ、母国監督当局や外国の持株会社・本社の経営陣との意見交換も併せて行う。

3-3 少額短期保険業者

少額短期保険業者に対しては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の事業状況や事業計画等について一層の実態把握に努めるとともに、経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、オフサイト・モニタリングやターゲット検査など、財務局と緊密に連携しつつ、各少額短期保険業者のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施する。特に、財務の健全性や法令等遵守態勢等に問題が認められる少額短期保険業者のほか、新規参入した少額短期保険業者について、深度あるモニタリングを実施する。

3-4 認可特定保険業者

認可特定保険業者に対しては、オフサイト・モニタリングやターゲット検査など、財務局と緊密に連携しつつ、各認可特定保険業者のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施する。特に、認可時の事業内容から乖離が生じていないかなど、その実態の把握に努め、財務の健全性や法令等遵守態勢等に問題が認められる認可特定保険業者について、深度あるモニタリングを実施する。

3-5 保険代理店等

保険代理店等の保険募集業務を行う事業者についても、その規模やビジネスモデルを踏まえ、財務局と緊密に連携しつつ、オンサイト・オフサイトを効率的に組み合わせたモニタリングを実施していく。

VII. 金融商品取引業者等に対する監督

1. 金融商品取引業者等における課題と今事務年度の考え方

金融商品取引業者等は、資金需要者と資金供給者を直接的に仲介する直接金融の担い手として、「公正かつ透明な市場の実現」に向けて重要な役割を果たしていくことが期待されており、金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくことが求められている。

また、政府がデフレ脱却、経済の持続的成長に向けた取組みを推進しており、さらには、今後、高齢化や人口減少等が進展する中、家計や年金、機関投資家が運用する多額の資産が、それぞれの資金の性格や資産保有者のニーズに即して適切に運用されることが重要となる。こうした中、金融商品取引業者等は、国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

金融商品取引業者等がこれらの役割を果たすことで、投資への流れが一層促進され、資産運用市場の中長期的な発展につながるとともに、金融商品取引業者等自身の安定的な収益の確保にもつながる「好循環」の実現を目指していく必要がある。

こうした「好循環」の実現に向けて、運用会社・販売会社双方が、真に顧客のニーズに適う、より質の高い商品の提供に向けた態勢を構築するとともに、資産形成の必要性について顧客の理解を深める努力を継続していくことが重要である。

同時に、金融商品取引業者等が金融仲介機能を適切に発揮していくためには、自らの健全性の維持・向上を図ることが前提となる。特に、大規模証券会社グループ等（国内大手証券会社及び大手外資系証券会社）については、経済金融情勢や国際的な金融規制に係る議論の動向も踏まえつつ、自社のビジネスモデルに応じた経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に向けた取組みを進めていくことが重要である。

以上を踏まえ、各金融商品取引業者等が、自らの役割や経営課題を十分に認識するとともに、各種リスクを的確に把握した上で、経済や市場の構造的変化も踏まえた経営戦略を策定・実行していくことが重要であり、金融庁としても、各々の特性等も踏まえつつ、必要に応じて経営陣と議論を行うとともに、更なる検討を促していく。

2. 主な重点施策および監督上の着眼点

2-1 金融仲介機能の発揮

(1) 顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）

上記の「好循環」を実現するためには、金融商品取引業者等が顧客のニーズを第一に考え、金融商品・サービスの提供に努めるとともに、資産運用能力の向上に努める必要がある。

こうした観点から、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、検証を行っていく。例えば投資信託等の提供については、以下のような観点を重視して検証を行う。

- ① 投資運用業者について、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供に向けて、フィデューシャリー・デューティーを踏まえた商品開発・運用が行われているか。また、系列の販売会社との間で運用の独立性が適切に確保されているか。
- ② 証券会社等について、販売商品の選定に当たって、手数料や系列関係にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供されているか。

また、一般に、金融商品・サービスの提供に当たっては、供給者（金融商品取引業者等）と需要者（法人等も含む顧客）との間に情報量の格差があることから、顧客の適合性も踏まえつつ、分かりやすい商品説明や商品自体の透明性を確保することが重要である。こうした観点から、

- ① 投資運用業者について、平成 25 年に改正された投資信託及び投資法人に関する法律等の施行による「運用報告書の二段階化」等も踏まえ、商品内容やリスク特性、運用体制等に関し、投資家に対する分かりやすい情報開示に向けた積極的な取組みを促す。
- ② 証券会社等について、顧客が商品のリスク特性や顧客の負担する販売手数料等の費用について十分に理解した上で投資を行うことができるよう、顧客の適合性も踏まえつつ、分かりやすい説明を行うための態勢を整備しているか、検証する。

NISA 導入の趣旨等も踏まえ、投資家の金融リテラシー向上に向け、業界、さらには業界横断的な積極的な取組みを促すとともに、当局としても金融経済教育の促進に向けて取り組む。また、NISA の制度趣旨を踏まえた金融商品の提供及び適切な勧誘・販売態勢の構築を促す。

引受業務を行うに際しても、顧客のニーズに適ったサービスを提供する観点から、発行体のニーズや財務状況等を十分に勘案しているか、検証する。

また、証券会社自身による有価証券運用についても、資産規模等に見合った運用やリスク管理の態勢が整備されているかについて検証する。

(2) 成長資金の供給に向けた機能の発揮

金融商品取引業者等は、直接金融の仲介者としての機能を適切に発揮することにより、経済成長に必要なリスクマネーの供給拡大に貢献していくことが求められている。こうした観点から、

① 証券会社等については、以下の対応を行う。

適切な内部管理態勢の下で、成長性のある企業の育成・資金調達に向けた支援（資金の出し手の発掘・マッチング、IPO支援等）など、直接金融における金融仲介機能の積極的な発揮に向けた取組みを促す。

投資家の裾野拡大に向けて、NISA等を通じて顧客基盤の拡大を図るための戦略を検討しているか、検証する。

② 成長企業へのリスクマネー供給促進に向けて、平成26年の金融商品取引法の一部改正によりクラウドファンディング業者に係る法整備が行われたことを踏まえ、クラウドファンディングの健全な普及・活用に向けて、自主規制機関とも連携しつつ監督態勢を整備する。

(3) 顧客の信頼・安心感の確保等

金融商品取引業者等が適切な利用者保護や法令等遵守を図りつつ適正な業務運営に継続的に努めることは、金融商品取引業者等に対する顧客の信頼・安心感の確保、ひいては円滑な金融仲介機能の発揮につながるとともに、金融・資本市場の公正性・透明性の確保につながるものと考えられる。このため、金融商品取引業者等は、顧客の信頼を損ねることがないように、利用者保護・法令等遵守を徹底することが重要である。

① 金融商品取引における利用者保護の徹底

ア. 相談・苦情対応態勢の整備

顧客からの相談・苦情等について、原因分析、社内における情報共有、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップ等が、経営陣も関与する形で行われ、その後の金融商品・サービスの開発やリスク管理態勢の向上につ

なげられる態勢が整備されているか、検証する。

また、金融 ADR 制度について、迅速な紛争解決のために必要な情報開示や、ADR に係る説明・紹介が適切に行われているか、検証する。

イ. グループ内の銀行との連携に係る内部管理態勢の構築

銀証の連携状況等に見合った利益相反管理・顧客情報管理態勢等が構築されているか、検証する。

ウ. 業務の継続性の確保

(i) システムの安定稼働

システムの安定稼働に向けて、外部委託先の管理態勢や将来の更改計画も含め、その運用・管理状況を検証する。

(ii) 業務継続体制の整備等

主要なリスクを十分想定した業務継続体制を整備しているか、中央防災会議の検討結果等を踏まえて業務継続計画の見直しを実施しているか、検証する。

② 金融商品取引業者等の適正な業務運営の確保

ア. 情報セキュリティ管理の徹底等

外部に委託・再委託している場合も含め、顧客の重要情報の洗い出し・把握・管理をしているか、不正アクセス、不正情報取得等を牽制・防止する仕組みができていないか、検証する。

また、インサイダー情報を含む法人関係情報について、引受部門や営業部門等の各部門で適切・厳格な管理が行われているか、検証する。

イ. サービスの不正利用の防止

(i) サイバー攻撃への対応

各種のサイバー攻撃等に対応するため、セキュリティ対策を講じているか、緊急時体制を構築しているか等について検証する。

(ii) マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対応

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく、取引時確認や確認記録・取引記録の作成・保存、取引のモニタリングを踏まえた疑わしい取引の届出等について、顧客の利便性にも配慮しつつ、これらを適切に実施するための態勢の高度化に係る取組みを検証する。

(iii) 反社会的勢力との関係遮断

本年6月の監督指針改正を踏まえ、取引の入口、事後、出口の各段階において、それぞれ、適切な事前審査、事後検証、反社会的勢力との取引解消に向けた取組みなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応を適切に実施しているか、検証する。

ウ. 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上

各種金融指標は、重要なインフラとしての役割を担っていることから、その算出に係るデータ呈示等に関して、利益相反管理措置等、不正を防止するための態勢が整備されているか、確認する。

エ. 第二種金融商品取引業者への対応

事業報告書の記載内容の拡充を踏まえ、情報の有効活用に向けたシステム整備を行うなど、モニタリングの強化を図るとともに、証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」）と情報共有し、必要に応じて速やかな検査実施を要請する。

平成26年の金融商品取引法改正により、第二種金融商品取引業協会（以下「二種業協会」）未加入の第二種金融商品取引業者に対し、二種業協会規則に準ずる内容の社内規則の整備等が義務付けられることを踏まえ、施行までの間に、二種業協会への加入も含めた的確な対応が行われるか、検証するとともに、二種業協会による自主規制機能の発揮等により十分な投資者保護が図られるよう、一層の取組みを促す。

オ. 適格機関投資家等特例業者への対応

適格機関投資家等特例業者（以下「特例業者」）が販売・運用するファンドに関し、届出業務の要件確認や業務内容の実態把握に努め、監視委員会と情報共有する。また、悪質な特例業者が判明した場合は、必要に応じて警察当局とも連携しつつ警告書の発出・その旨の公表を行うとともに、「問題があると認められた届出業者リスト」に掲載する。

カ. 助言・代理業者への対応

無登録での外国投資証券等の募集・私募の取扱いが認められた事案が複数発覚したことを踏まえ、引き続き、監視委員会とも連携しつつ同様の事案がないか、検証する。

キ. 信用格付会社への対応

各国金融行政当局との連携等を通じて得られた情報を活用しつつ、監視委員会とも連携し、より深度ある監督を実施する。

ク. 投資一任業者への対応

引き続き実態把握に努めるとともに、監視委員会と情報を共有するなど緊密に連携しつつ、リスクベースで適切に監督していく。

ケ. 外国為替証拠金取引（FX取引）業者への対応

勧誘・説明態勢の適正性について引き続き検証するほか、スリッページについて監督指針や自主規制規則を踏まえた適切な対応が行われているか、自動売買ソフトを利用した取引（システムトレード等）について適切な対応が行われているか等について、監視委員会とも連携しつつ検証する。

コ. 金融犯罪等への対応

投資商品に係る悪質・詐欺的な勧誘事案に対しては、警察当局や消費者庁等と情報を共有するなど連携して対応する。また、無登録業者（海外所在業者を含む）に対しては、速やかに警告書を発出するとともにその旨を公表し、投資家に対して注意喚起を行う。さらに、関係業界団体や金融商品取引業者等に対し、金融取引に関連する犯罪防止等に向けた取組みを促す。

2-2 金融商品取引業者等の健全性の確保

(1) 大規模証券会社グループ等に対するフォワードルッキングなリスク管理

① マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

大規模証券会社グループ等の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受けることから、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

当局としては、金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析する態勢を強化し、グローバルな経済状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、大規模証券会社グループ等のビジネス・戦略の動向等についての実態把握に努める。

その上で、こうした変化が金融システムや大規模証券会社グループ等の経営に与える影響を分析するとともに、大規模証券会社グループ等が環境の変化に機動的に対応できる経営管理態勢やリスク管理態勢を構築しているか、検証する。

グローバルな市場の変化等を把握し、フォワードルッキングに外貨等の資金流動性やポジション管理の方針の見直しを行っているか等、大規模証券会社グループ等における経営管理態勢やリスク管理態勢について検証する。

また、デリバティブ商品など内外の流動性の低い商品やリスクの所在が分かりにくい商品等に関して、その販売状況や投資の状況、損益や自己資本への影響を的確に把握し、市場動向の変化に対する財務面での耐性を含め、適切に管理しているか、検証する。

② 統合的リスク管理態勢等の確立・強化

大規模証券会社グループ等の市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクを把握するとともに、グループ全体の統合的リスク管理態勢・管理手法の妥当性等について実態把握及び検証を行う。

例えば、(i) 自社のビジネスモデルにおけるリスクの所在を理解した上で、内外の経済金融情勢を踏まえたストレステストを実施するとともに、(ii) その結果について、経営陣も含めて議論を行い、経営方針の策定やリスク管理において活用しているか、検証する。

(2) 大規模証券会社グループ等に対するグローバルな視点からの監督

① 国際水準を見据えたグループ全体の経営管理・リスク管理の向上

国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等について、その経営実態やビジネスモデルの適時・的確な把握に努める。その際、国際的な金融規制に係る議論の動向や海外の G-SIFIs のベストプラクティスも踏まえつつ、国際水準を見据えた経営管理やリスク管理等の水準向上に向けた取組みを促していく。

その中で、(i) 業務・リスク管理・財務・内部監査の各部門の適切な機能に支えられた内部統制及びグループ・ベースでの経営管理態勢の強化、(ii) 中長期的な視野に立った資本政策の策定態勢の整備、(iii) リスク管理・内部監査担当役職員の能力向上、(iv) 適切なデータ集計能力を確保するためのグループ・ベースでの MIS (経営情報システム) の高度化を含む IT インフラの強化に向けた態勢の整備、(v) リスクアペタイトフレームワーク (経営陣等がグループの経営戦略等を踏まえて進んで受け入れるリスクの水準について対話・理解・評価するためのグループ内共通の枠組み) の構築とその経営方針の策定や収益管理等の決定への活用、(vi) 再建計画の策定・改訂等の取組みを進めるよう促していくとともに、当局としても、引き続き、処理計画の整備を進める。

② 海外 (クロスボーダー) 業務の拡大を支えるリスク管理態勢の充実

国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等について、海外

のビジネス展開先の金融行政当局との情報交換や連携態勢を強化しつつ、海外拠点のビジネスモデルの持続可能性の把握・検証やリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促す。

特に、諸外国では、資本や流動性等に関する現地独自の規制が課される事例がみられることを踏まえ、財務基盤の健全性やグループ・ベースの経営管理の状況を含め、海外拠点の現地規制への対応能力についても検証する。

さらに、海外・クロスボーダー業務の拡大や、その中で金融機関が外国当局から多額の罰金を科される事例が国際的に発生していること等を踏まえ、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクの管理態勢の向上に向けた取組みが適切に行われているか、検証する。また、国際金融規制改革に伴って各国金融規制が急速に変化していることも踏まえた法令等遵守態勢の確立を促していく。

(3) 中小の証券会社、投資運用会社等の経営リスクへの対応

中小の証券会社や投資運用会社等については、経済金融情勢の急変等の可能性も踏まえ、より質の高いリスク管理の徹底を促す。その際、外国為替証拠金取引業者については、為替変動に対するリスク管理の状況についても検証する。

特に、財務内容の悪化や資金繰りの困難化等の兆候が見られた場合は、実現可能な経営・収益改革や資金繰り改善策の対応状況等を速やかに検証する。

さらに、分別管理・区分管理態勢を重点的に検証するほか、反社会的勢力や健全な経営を行う意識や能力が欠如している者等が経営に関与するおそれがないか十分に留意し動向を注視していく。

3. 監督の手法

以下の監督手法の実施に当たっては、必要に応じ、監視委員会との緊密な連携を強化する。その際、業務の重複をできるだけ少なくするよう配慮するとともに、金融機関の負担軽減を図っていく。

3-1 金融仲介機能の発揮

① 業界共通の重要課題

業界共通の重要課題（顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）等）の検証に際しては、「水平的レビュー」の手法を活用しつつ検証するとともに、より優れた業務運営に向けて、規模や特性等も踏まえつつ、金融商品取引業者等と深度ある対話を行っていく。

② 適正な業務運営の確保

法令等遵守など適正な業務運営に係る検証に際しては、各種情報等を分析しリスクの早期把握に努め、リスクベースでの効果的・効率的な監督を推進する。また、国内外にわたる事案については、必要に応じて各国金融行政当局との連携を図る。

3-2 金融商品取引業者等の健全性の確保

① 大規模証券会社グループ等

国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等については、経営の健全性・リスク管理等をより詳細に把握・検証するため、オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングを強化していく。より効果的・効率的なモニタリングを実施するために、経営資料の分析や各事業部門からビジネス動向に関して随時ヒアリングを行うことにより、金融機関・金融市場の動向についてリアルタイムの実態把握を進めつつ、モニタリング項目を動的かつフォワードルッキングに抽出していく。

さらに、法令等で規定した基準の遵守の確認にとどまらず、各国金融行政当局等との連携を強化しながら、グローバル・ベストプラクティスを念頭に置いた検証を行うとともに、経営のあり方についても議論しながら建設的な対話を促進する。なお、各モニタリング項目の検証に当たっては、各社の経営戦略の違い等を十分に勘案し、画一的な判断に陥らないよう留意する。

② 中小の証券会社

早期警戒制度を的確に運用するとともに、日本証券業協会や投資者保護基金等との更なる連携強化により、問題の早期発見・早期対応に努める。